

令和8年度商工業等補助事業等の概要

上山市産業観光課・建設課

令和8年度商工業関連の補助金について、商工会会員の皆様にいち早く情報をお知らせします。

【産業観光課】

[商業・サービス業等 お問い合わせ 産業振興係]

1 空き店舗等リノベーション支援事業補助金

- 対象区域 市内全域
- 補助対象者 空き店舗等の所有者又は借業者
- 補助要件 市内の空き店舗又は空き家を取得又は借用し新規出店する場合
- 対象業種 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業等
- 補助額

改修費

 - ※都市機能誘導区域内：対象経費の1/2（上限150万円）
 - 都市機能誘導区域外：対象経費の1/2（上限100万円）

※都市機能誘導区域：上山市立地適正化計画における区域のこと

【前年度からの主な変更点】

- ・対象区域を市内全域に拡充
- ・家賃に対する補助を廃止
- ・補助上限額を都市機能誘導区域により区分（区域内150万円、区域外100万円）
- ・都市機能誘導区域内の補助上限を100万円→150万円に変更

2 創業支援事業補助金

- 対象区域 市内全域
- 補助対象者 個人、法人等
- 補助内容 新規創業に係る官公庁への申請書類作成等に係る経費並びに設備費、備品費及び広報費
- 対象業種

対象外

：農業、林業、漁業、金融業・保険業等
- 補助額
 - 都市機能誘導区域内：対象経費の1/2（上限50万円）
 - 都市機能誘導区域外：対象経費の1/2（上限30万円）

【前年度からの主な変更点】

- ・年齢要件を撤廃
- ・補助上限額を変更（都市機能誘導区域内50万円、区域外30万円）

3 個店魅力創出支援補助金

- 対象区域 市内全域
- 補助対象者 個人、法人等
- 補助内容 新商品・新サービスの開発又は販路開拓等に対する経費
- 対象業種 対象外：農業、林業、漁業、金融業・保険業等
- 補助額等 対象経費の1/2（上限20万円）

4 働きやすい職場づくり奨励金

- 補助対象者 下記のいずれかの認定を受けている企業で市内に事業所がある中小企業に対し、正社員が産休または育休を取得の上復帰した方
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）
 - ・健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定
 - ・やまがたスマイル企業の認定 等
- 対象業種 全業種
- 補助要件
 - ・市内事業所に勤務する女性正社員に連続して6か月以上の育児休業を取得させた後、令和8年中に対象従業員が復職していること
 - ・男性社員が通算14日以上育児休暇を取得し、令和8年中に対象従業員が復職していること
- 助成額 1人あたり10万円

【前年度からの主な変更点】

- ・男性社員の育児休暇の取得日数要件を連続した7日→通算14日に変更

[工業等 お問い合わせ 企業誘致推進係]

5 産業振興アドバイザー事業

- 目的 産学連携による新製品、新技術の開発及び異業種への技術力の発信
- 概要 中小企業向けの新商品、新技術開発支援の実績がある東北大学名誉教授を『上山市産業振興アドバイザー』に任命し、構想、試作、販路拡大等の一連の取り組みに対して市内企業への直接訪問及びセミナー形式での技術相談・助言業務を行う

6 新規受注開拓支援事業費補助金（商談会等出展支援事業）

- 対象業種 製造業、製造小売業
- 補助対象 展示商談会等（即時販売を行うものを除く）に出展した場合にかかった経費（出展料、小間の設置・装飾費、備品の運搬費等）
- 補助額 対象経費の1/2（上限30万円）

【前年度からの主な変更点】

- ・補助額の上限を20万円→30万円へ拡充
- ・産業振興アドバイザーの助言等に基づいた製品を出展した場合に上限額を引き上げる特別枠を廃止

7 中小企業人材養成事業補助金

- 対象業種 一般枠・オーダーメイド枠：製造業
地域課題解決枠：全業種
- 補助対象 一般枠：山形県産業技術振興機構またはその他研修機関が開催する業務上必要な技術資格を取得するための研修に係る経費
オーダーメイド枠：市内の事業所へ講師等を招いて従業員に対して実施する研修に係る経費
地域課題解決枠：第8次上山市振興計画に位置付けられたリーディングプロジェクトのうち、「中心市街地の賑わい創出」「地域資源を活用した交流人口の拡大」「地域資源の組み合わせによる地域産業の振興」に関連するテーマとした研修に職員を派遣する経費、または市内事業所へ講師等を招いて従業員に対する研修を実施する経費
- 補助要件 労働安全衛生法及び関係省令で、業務に就業する上で義務付けられている研修については、労働安全衛生法第61条に定める技能講習に限る ※一般枠及びオーダーメイド枠のみ
- 補助額 研修受講料及び教材費の合計の1/2
上限：1事業につき上限3万円/人

1 事業者あたり上限 20 万円／年度

【前年度からの主な変更点】

「地域課題解決枠」を新設

地域が抱える課題を自分事として捉え、地域経済の活性化を図る人材育成を行う事業者に対し経費の一部を支援

8 産業人材市内誘導奨励金

●対象業種 全ての業種

●助成対象 満 40 歳未満で新規の正社員として採用され、6 か月以上雇用されている者（交付申請の段階で市民であるものに限る）

●助成額 15 万円／人 上限：計 60 万円／事業者

【前年度からの主な変更点】

- ・対象業種の制限を廃止
- ・助成額を削減

9 物価高騰対策設備投資促進補助金

●概要 物価高騰の影響を乗り越えるため、市内事業者が新事業への参入、生産性向上や既存事業の拡大等のために行う設備投資を支援する

●対象業種 製造業、倉庫業、宿泊業、飲食店等

●補助対象 1 件 100 万円(税抜)以上の設備投資

●補助要件 市内事業所へ設置される建物等の償却資産や導入される IT ツールであり、国又は県で実施している同様の補助金を活用していないこと

●補助額 対象経費の 1 / 2（上限 300 万円）

※交付申請を行う前に、必ず商工課へ事前相談をしてください。事前相談・申請受付は 4 月 15 日から開始します。

【前年度からの主な変更点】

申請区分（新事業参入枠及び一般枠）を廃止し、補助額を一律化

10 物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金

●概要 物価高騰の影響を乗り越えるため、中小企業が行う省エネルギー設備への更新を支援する

●対象業種 全業種

●対象設備 合計費用が 30 万円(税抜)以上で以下のいずれかに該当する設備

- ①指定ユーティリティ設備（国指定団体が型番を公表している設備）
高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、産業ヒートポ

ンプ

②LED照明器具

省エネ基準達成率が100%以上で、事業所内に固定して設置されるもの

- 補助要件 市内事業所へ設置される償却資産であり、国又は県で実施している同様の補助金を活用していないこと
- 補助額 <製造業> 対象経費の1/2 (上限250万円)
<その他の業種> 対象経費の1/2 (上限150万円)

※交付申請を行う前に、必ず商工課へ事前相談をしてください。事前相談・申請受付は4月15日から開始します。

11 先端設備等導入計画の認定による税制支援

- 概要 中小事業者等が、市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、適用期間内に設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が軽減される。
雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、3年間、課税標準が1/2に軽減され、3%以上の場合は5年間、課税標準が1/4に軽減される。
- 適用期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
- 対象業種 全業種
- 対象設備 機械装置、器具備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備、ソフトウェア
- 該当要件 年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

12 物価高騰対策賃金向上推進事業支援金

- 概要 物価高騰やエネルギー価格高騰、最低賃金の引き上げに影響を受けている市内事業者に対し支援する。
- 対象事業者 市内事業者
- 補助要件 令和7年度最低賃金の決定日(令和7年10月1日)以降12月23日までの間に、時間給1,032円未満の従業員の時間給を64円以上引き上げ1,032円以上にした市内事業所に対し、県補助金の上乘せ支援を実施する。
- 補助額 【77円以上の引き上げ】
正規雇用労働者：2.5万円 非正規雇用労働者：1.5万円
【64円以上77円未満の引き上げ】

令和8年3月末現在

正規雇用労働者：2万円 非正規雇用労働者：1万円
上限：計25万円／事業者

【建設課】

[景観整備等 お問い合わせ エリアマネジメント推進室]

13 上山市ファサード改修事業費補助金

- 補助対象者 建物の増築や改築、修繕又は模様替え等を行う方
- 補助要件
 - ・城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成するため、原則対象路線に面した建物のファサード改修に要する経費
 - ・5月末日まで事前相談をした上で事前審査を受けることが必要等
- 補助額 対象経費の1/2（最大150万円）

14 上山市景観づくり推進事業費補助金

- 補助対象者 建物の一部等の修繕又は模様替えを行う個人及び団体（3名以上）
- 補助要件
 - ・城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成するため、対象路線に面した建物の一部等における小規模ファサード改修に要する経費 等
- 補助額
 - 個人型：対象経費の1/2（上限20万円）
 - 団体型：対象経費の8/10（上限80万円）

【前年度からの主な変更点】

- ・景観づくり推進事業（団体型）の補助対象者について
⇒3名以上から団体型の要件とするように緩和